

# 令和元年度第2回 甲賀市地域福祉計画審議会 会議録

日 時 令和2年2月17日（月）  
午前10時00分から午前11時30分  
場 所 甲賀市役所別館2階 203会議室

## 1 開会

○市民憲章唱和

## 2 挨拶

## 3 協議事項

(1)今後のスケジュールについて

**資料1** 今後のスケジュールについて（案）

(2)市民意識調査について

**資料2** 市民意識調査アンケート（案）

**資料3** アンケート事前意見一覧

## 4 その他

(1)次回審議会の開催時期について

## 5 閉会

## 1 開会

○市民憲章唱和

## 2 挨拶

○幡野健康福祉部次長挨拶

○会議資料の確認

【事務局】：(事務局資料確認)

【事務局】：甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針の第3条により、本審議会は原則公開でありますことから、傍聴を受け付けております。また議事録につきましては、後日甲賀市のホームページにて公開します。

○会議の成立要件

【事務局】：会議の成立について、事務局から報告させていただきます。本審議会規則第3条第2項では、「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない」とされております。本日の審議会には、委員総数14人中10人の過半数の委員の皆様にご出席をいただいております。会議開催の要件を満たしていることを、報告します。本審議会の規則第3条第1項では、会長が議長となることと規定しておりますので、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

## 3 協議事項

(1) 今後のスケジュールについて **資料1** 今後のスケジュール(案)

【会 長】：それでは、次第に基づき議事を進めます。まず、次第の3の(1)、「協議事項」の「今後のスケジュール」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】：「今後のスケジュール」について説明します。資料1の「今後のスケジュールについて(案)」をご覧ください。第2次甲賀市地域福祉計画が策定から4年経つことから、令和2年度中に見直しを行い、令和3年4月から甲賀市総合計画と同時に計画を実施する予定をしています。計画の見直しのスケジュール案としましては、資料の通りとなります。令和2年度は審議会を5月・7月・9月・11月の4回開催する予定をしています。

次にスケジュールと審議いただく内容についてご説明します。次回の5月審

議会では、計画の見直し方針の確定と、今回新たに計画に盛り込む予定をしている成年後見制度利用促進計画と再犯防止推進計画について、説明する予定です。本来であれば、市民意識調査の結果を受けて、新たに盛り込む項目について説明をしたいのですが、スケジュールの都合上、前後してしまうことを了承ください。市民意識調査が実施され、結果が出たところで、7月に2回目の審議会を開催し、アンケート結果をもとに計画の重点課題の検討を行います。また、令和元年度分の実施計画の成果についても、報告します。

2回目の審議会の審議を経て、第2次甲賀市地域福祉計画見直し案の作成に着手します。作成した計画の素案を9月の3回目の審議会で審議いただいた上で、計画素案の最終調整を10月から11月にかけて行います。11月頃に4回目の審議会を開催し、完成したものを委員に確認いただき、計画を策定します。計画素案の完成次第、市議会へ報告します。パブリックコメントについては、総合計画にあわせ、令和3年1月を予定しております。審議会は年度内4回の開催を予定していることから、パブリックコメントの結果については書面にて通知します。3月に再度市議会に報告し、令和3年4月から見直した計画の実施というスケジュールを予定しています。

【会 長】:「今後のスケジュール」について、事務局から報告がありました。この件について、委員の皆様からご意見をお願いします。

【委 員】:(意見なし)

【会 長】:「今後スケジュール」については、以上のとおりとさせていただきます。

(2) 市民意識調査について 資料2 市民意識調査アンケート(案)

資料3 アンケート事前意見一覧

【会 長】:それでは、次の議事に移ります。次第の3の(2)、「協議事項」の「市民意識調査」について事務局から報告をお願いします。

【事務局】:「市民意識調査」について、報告します。地域福祉計画の見直しがあることから、市民のニーズを把握するため、市民意識調査を実施します。今回の調査の概要ですが、地域福祉計画見直しのためだけの調査ではなく、改定・見直しを実施する総合計画や障がい者基本計画等の計画の市民意識調査と併せて実施します。対象者は被らないよう無作為に抽出した方を対象に、4月に調査を開始する予定となっております。他の計画の設問内容との関係で調整する場合がありますが、本日ご審議いただいた内容でアンケートを実施する予定です。また、

代読のお願いや、文章のルビ等も注意書きに掲載する予定です。結果については、7月ごろを予定しています。

続いて、資料2により、設問内容の説明を行います。設問1～7では、回答者の生活の様子、地域との関わりを中心とした設問になっています。平成17年度と平成27年度にも同じ内容で質問しているため、長期的に暮らしや周りとの関係性がどのように変化してきたかなどを読み取ることができます。設問8～12は、今回新たに計画の中に盛り込む、成年後見制度利用促進計画や再犯防止推進計画の設問となります。設問13～15は前回と同様、暮らしの課題や福祉ニーズについての設問ですが、委員も重要視されている、ひきこもり分野についての設問内の選択肢に追加する予定をしています。市民のひきこもりに対する意識を量ると同時に、計画の中に反映していければと考えています。

計画策定時の設問を主に使用する理由としては、「計画策定から約4年経った現在、市民の福祉に対する意識や、身の回りの課題等がどのように変化しているかを調査するため」となります。現在、高齢化がさらに進み、権利擁護の課題や、ひきこもり等、複数の問題を抱えることで課題が複雑化しています。市民が現状抱えている課題や福祉に対する課題を本計画の中に盛り込んでいくためにも、前回調査の項目を中心に使用することを考えています。今回の見直しの大きなポイントとしては、1つ目、見直しと同じ時期に策定する成年後見制度利用促進計画の盛り込み、2つ目、再犯防止推進計画に準ずる再犯防止対策の盛り込み、3つ目、ひきこもりに対する施策の充実の3点を考えています。

続いて、今回の市民意識調査アンケート案について、事前にいただいた意見・修正点等を報告します。まず意見を元に修正した点について説明します。1つ目、資料2の2ページの間7の選択肢4についてです。選択肢の4は修正前「広報・啓発の充実」という表記でした。「啓発していくことが重要であり、そのために広報活動を充実させていくということではないか」という指摘をいただきましたので、「啓発のための広報の充実」という表記に修正しました。

2つ目、2ページの成年後見制度の説明文についてですが、こちらは資料3のとおり「家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理や契約を行う制度です」のところを「後見人等が財産管理や福祉のサービス等の契約を行う制度です」にしてはどうかという指摘をいただきましたので、修正しました。

3つ目、4ページ、5ページの間13、高齢者分野の課題と障がい児・者分野の課題についてです。この2つの分野では共通した項目が挙げられているが、「災害時の一人暮らし高齢者の避難支援はあるが、障がい児・者分野では挙げられていない。一人暮らしの障がい児・者も災害時の避難支援は重要な課題であると思う」という意見をいただきました。指摘の通り、一人暮らしの障がい

児・者の災害時の避難支援は重要な課題であることから、選択肢に「㉘ 災害時の一人暮らし障がい児・者の避難支援」という表記で追加しました。以上が事前に修正した点となります。

その他、いただいた意見を披露します。資料3の2ページをご覧ください。まず1つ目、資料2の2ページの間7の選択肢「5. 学校教育での福祉教育の充実」についてです。「学校ではすでに福祉教育に取り組んでいただいています。地域でどのように活動していくか、地域自身の学びに重点を置くという意味では、あえて選択肢として挙げなくてもよいのではないか」という意見をいただきました。事務局としては、子どもころからボランティア等について学ぶことで、将来的にボランティア興味を持ち参加につながる場合や、親子を通じてボランティアに参加していただくきっかけにもなると考えられることから、選択肢に挙げる必要性はあると考えています。

2つ目、3ページの間10の設問についてです。「この設問は成年後見制度そのものについての認識や一般的な必要傾向について聞いているのか。あるいは、回答者ご自身が成年後見制度で必要になる場合を聞いているのか」という意見をいただきました。こちらの設問については、一般的な必要傾向を聞きつつ、回答者自身の立場としても聞いております。

資料3の3ページをご覧ください。続いて、3つ目、4ページの間13、高齢者分野の課題について、「身近に頼れる家族や親族がいない高齢者のいわゆる『おひとり様問題』について追記してはどうか」という意見をいただきました。高齢者の「おひとり様問題」については、4ページの間14 高齢者分野の課題の選択肢の②の「高齢者の孤立化や生活不安、閉じこもり」の部分に含まれていると考えています。

最後に、4つ目、6ページの間15の選択肢「9. 福祉情報の提供」についてです。「福祉情報の提供」という表記だと、「範囲が広く、選択肢3. 4. 5. 6. 7. 8. 10. 13. 14の項目についての情報提供の促進というような具体的に内容がわかるようにしたほうがよいのではないか」という意見をいただきました。事務局の見解としては、選択肢5「福祉情報の提供」は、他の選択肢で聞いているような分野ごとの内容ではなく、他の選択肢の内容をすべて含んだ情報の提供の必要性を示しています。市民の皆様の意識を図るという点については、部分的な選択肢を挙げるよりも、全体的な意味を込めた選択肢を挙げて、福祉情報提供、啓発・周知のための広報活動が甲賀市に必要であるという意味で回答してもらう方がよいのではないかと考えています。以上で、市民意識調査についての説明とします。

【会 長】：事務局から「市民意識調査」について報告がありました。市民意識調査につい

ての意見を伺いますが、進行の関係で先に、修正した点について意見を伺います。

【委員】：(質問なし)

【会長】：質問等無いようですので事前修正した点については事務局案のとおりとします。続いて、資料3の1から順番に意見をお願いします。

【委員】：学校教育の現場ではすでに福祉教育に取り組んでいます。地域としての立場で何ができるか、という部分に焦点を当てることであれば、選択肢をあえて挙げる必要性はないと考えました。

【会長】：質問は前回調査と同じ内容ですか。また調査の関係上、挙げておくべき選択肢ですか。

【事務局】：そうです。他の意見もあればお願いします。

【委員】：地域の側面から考えると提案はよく理解できます。子どもたちに生涯を通して関心を持ってもらいたいと考えているので、子どもたちが障がいのある方と関わるということはまちづくりをしていく中で非常に重要だと考えています。その点からこの設問は大事ではないかと現場の人間としては感じています。

【委員】：わかりました。重点を置きすぎないような評価の工夫があればいいと思います。

【会長】：非常に大切な意見です。前回比較もあるため、残す形にしますが、集計時の解釈の参考にするなどの工夫は今の意見を参考に行ってください。続いて2つ目ですが、事務局案通りで問題はないかと思います。他に意見はありますか。

【委員】：本人が成年後見制度を知らず、周りの勧めで後見人を付けたケースで、本人の意思に反して裁判所の決定により、弁護士の管理費が引き落とされてしまいました。本人がこんなはずではなかったと訴えて、親族同士で争っています。本人に制度を知ってもらえるようにしていかなければいけません。また、後見人をつけるかどうかという判断をしている人がより深く制度を知る必要があります。そのような設問内容が含まれることが好ましいと考えますがどうですか。

【会 長】：指導・理解についてはアンケート後に考えます。

【委 員】：今回は地域福祉計画のアンケートということで、多岐にわたる項目があり、その中で制度について深く落とし込むことは難しいと思います。ご本人にメリットを感じてもらえるような成年後見制度を目指さないといけないという国の方針もあり、いただいた意見のような課題も挙がってきています。成年後見制度利用促進計画のアンケートの策定委員会でもいただいた意見を挙げたいと思います。

【会 長】：市民意識調査なので全体的な意見を聞いています。意見としては重要なので、しかるべき場所にて挙げていただくように進めていきます。

【会 長】：続いて、資料3の3について意見をお願いします。

【委 員】：高齢者が抱えている問題として、施設へ入所する際の保証人問題や入院が不安だという課題があります。成年後見制度はあくまで判断能力が不十分になったときのサポートをする制度です。しかし、現在認知症ではないが、先が不安であるという相談も増えてきています。今のままでは、孤立化が強調されてしまうのではないかと懸念しています。

【会 長】：孤立化とおひとり様問題は違うのでしょうか。おひとり様問題の意味がわからないという方も多いと思います。

【委 員】：あまり良案ではありませんが、孤立化と生活不安を分けてしまうのも一つの手段かと思います。

【委 員】：高齢者の孤立化は珍しいケースです。生活不安、閉じこもりという表記であれば選択される方もいると思いますが、孤立化となるとあまり選択されなくなるかと思います。

【委 員】：言葉の印象だけではないかと思います。長期的な変化を見ていくという点では前回の設問を変更するべきではないと考えておりますので、点等で区切るなどで対応できるのではないかと思います。

【会 長】：「高齢者の孤立化・生活不安・閉じこもり」という表記に修正をお願いします。4つ目について意見をお願いします。

【委員】：ボランティアをしている中で、甲賀市には政策や計画等、立派なものがあるが、接点がないと感じていました。統合されたものがあれば、活用しやすいのではないかと思います。情報の提供はありますが、統合や促進することで、制度等を知らない人たちに対して、ニーズにあった情報などを提供できるのではないかと考えています。

【事務局】：ご意見ありがとうございます。情報がバラバラになってしまっているのが現状です。施策の中で、今のご意見を反映させていければと考えています。

【委員】：選択肢の9は、選択肢の中で性質が違うような気がします。選択肢の最後に持っていくなどの工夫が必要かと思えます。

【会長】：文言の修正に関しては、事務局案のとおりをお願いします。選択肢の入れ替えについては、集計時に注意ください。情報の統合に関しては、これからの課題として非常に重要だと思えますので、今後検討していく必要があります。

【会長】：その他アンケートについて意見ををお願いします。

【委員】：問13の障がい分野について、児童分野及び高齢者分野にはネグレクトや介護虐待が挙げられています。現在では、障がいの分野において虐待防止法ができ、甲賀市も障害者虐待防止ネットワーク協議会が創設されています。虐待についても障がい分野でもどのくらい認知されているか調査すべきであると思うので、選択肢に挙げておく必要があると思えます。

【事務局】：了解しました。追加いたします。

【委員】：障がいの分野に選択肢を追加したことで、どういった反応が返ってくるか非常に楽しみにしています。

【会長】：その他、計画に関連するご意見等ありましたら発言をお願いします。

【委員】：市民意識調査に関して、4年という期間で考えると、いろんな変化が考えられます。今後5年間で何をテーマに到達していくか、市が実施する施策を専門職だけでなく、ボランティアを含めた多くの方がアドボケーターとして助け合う、市民参画の地域福祉計画にしていくことが大事であると考えています。市民の

ための計画ということが統一されて進めていけたらと考えています。アンケートや計画が何を狙っているのか今のうちから考えておく必要があるかと思  
います。

【会 長】：ビジョンや方針をおおまかには決めておいてください。

【事務局】：了解しました。

【委 員】：ボランティアでは、つながりを大切にしています。甲賀市ボランティア連絡協  
議会の中に聴覚障がい者の方がいますが、手話通訳をお願いするのが委員会の  
予算的にも厳しい状況で、以前から市へ予算をみていただく等の相談をしてい  
ました。今回本人からの申請があれば予算をつけてくださることになりました。  
この件から、日ごろから思いを伝え続けるということは非常に大切であると痛  
感しました。

【会 長】；ありがとうございます。協議事項の(2)「市民意識調査」については、以上の  
とおりとさせていただきます。

#### 4 その他

##### (1) 次回審議会の開催時期について

【会 長】：それでは、次第の4「その他」の議事に入ります。「次回審議会の開催時期に  
ついて」事務局から説明をお願いします。

【事務局】：(事務局説明)

【会 長】：次回の審議会について、5月の下旬頃に開催いたします。具体的な日程等につ  
いては、後日事務局から案内しますので、委員におかれましては、出席いた  
だきますようお願いいたします。以上で、本日の議題はすべて終了しました。委員の  
皆様には、それぞれの立場からご意見をいただき、また円滑な議事の運営にご  
協力いただき、ありがとうございました。

【事務局】：栗田会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間に  
わたる審議会の中で、多くのご意見をいただきありがとうございました。

#### 5 閉会